

定 款

網地島ライン株式会社

網地島ライン株式会社 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、網地島ライン株式会社と称する。

(目的)

○ 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般旅客定期航路事業
2. 売店および食堂の経営
3. 観光事業
4. 上記に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を宮城県石巻市に置く。

(支店営業所)

○ 第4条 当会社は、必要に応じ、取締役会の決議を以て、必要な地に支店、営業所を設けることができる。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、宮城県石巻市に於いて発行する、石巻日日新聞および石巻新聞に掲載してする。

(機関の設置)

第6条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、8万株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他的一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の発行)

第10条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第11条 当会社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第12条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当

会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

○ 第 15 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

○ 第 16 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

○ 第 17 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

○ 第 18 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

○ 第 19 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 20 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

○ 第 21 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 22 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

○ 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 23 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 24 条 株主が代理人をもつて議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 25 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において 10 年間備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 26 条 当会社の取締役は、3 名以上 7 名以内とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第 27 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 28 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任

取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

○ 第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を

通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第34条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員数)

第36条 当会社の監査役は、2名以内とする。

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役選任及び解任の方法)

第37条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに開する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

○ 第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剩余金の配当等)

第41条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

○ 第42条 剩余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上は当会社の現行定款に相違ありません。

平成28年10月31日

宮城県石巻市門脇町三丁目1番19号

網地島ライン株式会社

代表取締役 安倍 友一

平成28年度 網地島ライン株式会社

役 員 名 簿

代表取締役 安倍 友一

取締役 阿部 欽一郎

取締役 安倍 洋平

取締役 阿部 正人

取締役 平塚 敬市郎

監査役 亀山 紘

監査役 田中 光春

別紙 第1表 航路営業報告
3. 損益計算書

(1) 当期における当該航路の営業の概況
(島内の環境)

会社創立(昭和53年)時2400人ほどの人口が、震災前のH22年9月末585人となり、過疎化は既に行き着くところまで行き着いていた。H23の大震災・大津波の被害は、両島とも沖合に在ったこと、家屋も多く、直接的な被害は本土等と比べ比較的少なかつたものの、島外への人口流失などにより、震災直後は563名、H24年520名、H25年506名、H27年464名、H28年9月末現在433人と漸減している。その反面、病院のある安心感から、島外から比較的若く、高学歴など有能な移住者が増加し、島内の公的組織や島起こし活動の代表になるなど、人種・世代交代も目立っている。

(航路の概況)

輸送面では、網地島の総合病院が定着し、航路利用客の一つの主流であつた通院客が一時期に集中して激減し、それが島民輸送量のベースとなる。運航面では、震災後は、応急修理した日本社社屋及び仮設された発着岸壁よりの運航を開始した。仁斗田・網地の各港岸壁・鮎川港猪仔着岸壁が前年度よりすべて浮き橋の供用が開始されたことにより、高速カーフェリー建造の環境が整つたものの、諸般の事情により、いまだ建造に着手できていない。市内中央地区への発着場・待合所増設、本社事務所移転については建物が本年度内にほぼ完工し、H29年度中に移転する予定である。

(観光面の動向)

震災前まで、弊社独自の観光誘致策として、二回の「味のしま祭り」(ベーリング銅像建立)、「花の島運動」、「網地島パリ化計画」(白浜海水浴場にシェルの並木造成したり、各種遊具を貸し出して賑わいや南国ムードを醸成するなどの事業)に加え、「網地島どわめき塙」(白の断崖)など、目的とした通年観光客が増加(島民割引の実施により明らかになつた)で推移し、震災直前のH22年度は、それまでで最高の大幅な旅客人気(GW・GWには、追便を出した)と、H22年を渡ぐ過去最高の大幅な旅客人気(ハイシーズンの伸びが鈍つたもの、オフシーズンの伸びが伸びた)となつた。輸送人員は94376人(8824人・10.3%増)、運賃収入は97908千円(6066千円・6.6%の増加)となつた。輸送人員と収入のギャップは、鮎川からの渡島客対員が大幅に増加し、平均単価を引き下げた結果である。このよくなき増する旅客に対し島内受け入れ先の減少など、観光客受け入れによる改善が急がれる。

(収支の概況)

収益全体では、昨年の修繕積立金の取り崩し(営業雑収入に繰り入れ)のため、1.5%の減となつたが、運航収入面では、旅客増により昨年実績を600万円=5%上回った。経費面では、燃料安値安定に加え購入方法の改善強化により、前年比1300万(34%)の減、老朽化による船舶修繕費増があつたが、最終欠損金は前年実績額の約400万円減となつた。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
決 算 報 告 書
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

○ ○
第 39 期

自 平成27年10月 1日
至 平成28年 9月30日

網地島ライン 株式会社

宮城県石巻市門脇町三丁目1番19号

損 益 計 算 書

網地島ライン 株式会社

自 平成27年10月 1日

至 平成28年 9月30日

科 目	金	額
		円
【売 上 高】		
旅 客 運 貨 収 入	94,139,930	
手 荷 物 運 貨 収 入	1,883,780	
自 動 車 航 送 料	8,980,900	
貨 物 運 貨 収 入	14,481,726	
鮮 魚 運 貨 収 入	1,739,747	
郵 便 航 送 料	1,049,148	
運 行 雜 収 入	1,791,720	124,066,951
【売 上 原 価】		
当 期 運 送 原 価	166,993,335	
合 计	166,993,335	166,993,335
		△42,926,384
		21,820,418
		△64,746,802
【販売費及び一般管理費】		
營 業 利 益		
【營 業 外 収 益】		
受 取 利 息	27,309	
受 取 配 当 金	1,200	
国 庫 補 助 金 等 収 入	102,413,442	
そ の 他 補 助 金 等 収 入	5,909,635	
切 手 類 売 上	19,274	
雜 収 入	742,170	109,113,030
【營 業 外 費 用】		
支 払 利 息	141,581	
切 手 類 仕 入	19,274	160,855
經 常 利 益		
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 除 却 損	12,482	12,482
		44,192,891
		13,884,178
		30,308,713

販売費及び一般管理費

自 平成27年10月 1日

網地島ライン 株式会社

至 平成28年 9月30日

科 目	金 額	円
役 員 報 酬	9,552,000	
給 与 手 当	3,422,518	
賞 与	768,915	
退 職 掛 金	60,000	
法 定 福 利 費	1,838,941	
福 利 厚 生 費	41,011	
広 告 宣 伝 費	10,000	
会 議 費	46,451	
水 道 光 熱 費	269,198	
事 務 用 品 費	188,414	
保 險 料	572,929	
租 稅 公 課	344,400	
減 價 償 却 費	516,019	
交 際 費	306,461	
旅 費 交 通 費	482,949	
通 信 費	507,400	
事 務 委 託 費	748,440	
リ 一 ス 料	478,894	
諸 会 費	718,850	
購 読 費	2,929	
車 両 費	724,018	
雜 費	219,681	
販売費及び一般管理費		21,820,418

キャッシュ・フロー計算書

(間接法)

網地島ライン 株式会社

(単位：円) (期末)
自 平成27年10月 1日
至 平成28年 9月30日

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	44,192,891
減価償却費	1,284,843
その他引当金の増加額	5,658,924
受取利息及び受取配当金	-28,509
支払利息	141,681
売上債権の増加額	-641,371
棚卸資産の減少額	20,580
仕入債務の減少額	-63,360
未払金の増加額	3,320,535
未払消費税等の増加額	731,100
未収入金の増加額	-2,030
預り金の増加額	73,359
その他の増減額	-139,362
(小計)	54,549,181
利息及び配当金の受取額	28,509
利息の支払額	-141,681
法人税等の支払額	-23,554,278
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,881,831
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	-1,920,018
長期貸付けによる支出	-100
長期前払費用の増加額	-120,504
その他の増減額	-1,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	-3,040,622
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の増加額	5,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,000,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増加額	32,841,209
VI 現金及び現金同等物期首残高	129,972,174
VII 現金及び現金同等物期末残高	162,813,383

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員(等級別に記載する。)	主機の種類	連続最大出力	航海速力
マーメイド	旅客船兼自動車航送船	鋼	S58 6月	自社	122トン		53.37 m ²	212人	ディーゼル	600PS	11.0ノット
ブルーライナー	旅客船	鋼	S63 6月	自社	101トン			220人	ディーゼル	2,000PS	18.2ノット
みゅう	旅客船	FRP	S62. 9月	自社	19トン			73人	ディーゼル	600PS	18.0ノット
(アルティア)	純客船	軽合金	H9.2月	潮アラニンク ^ア	19トン			65人	ディーゼル	1,200PS	21.0ノット
(ベガ)	純客船	軽合金	H5.1月	潮アラニンク ^ア	19トン			62人	ディーゼル	1,400PS	21.0ノット

(注) 予備船の船名は、かつこ書きとすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数(片道)
ブルーライナー	石巻～長渡	33.0	通年(M/M・みゅうトック 夏期間を除く)	2, 231
マーメイド	石巻～長渡～鮎川	38.0	通年	774
	夏季(7～8月) 臨時増便有		:	
みゅう	鮎川～長渡～網地	19.3	:	2, 143
計				5, 148

(注) 1. 予備船の船名は、かつこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表 別紙発着時刻表